

第 24 条 車両の引渡し及び搬出

1. 車両の引渡し及び搬出は、所定の出庫票（搬出券）を提出した上で出来る事とします。原則として車両の搬出は、代金決済後とします。事務局が認めた会員につき搬出を認めるものとします。又は、搬出の際 K C A A の裁定により、免許証及び名刺の提示をして頂く事があります。
※ K C A A より搬出後の事故、損傷、盗難等に関しては、K C A A は一切の責任を負うことが出来ませんので、搬出の際は出品票と現車との相違を確認して下さい。
2. 搬出期限は、オークション開催日の 3 日後の 20 : 00 までとします。
搬出期限後の車両不具合及び、損傷・部品盗難等 K C A A 事務局は一切責任を負いません。
落札車両、又は、持ち帰り依頼済み流札車両の搬出遅延はペナルティーとして搬出期限後 1 日当たり 5, 000 円を請求いたします。又、落札車両及び流札車両等の長期放置車両には放置者の実費を持って下記の処分を科します。
 - (1) スクラップ処分
 - (2) 強制陸送
 - (3) 前回通り強制出品
3. 車両搬入・搬出等において、ナンバー無し車両で K C A A 敷地外道路を通行、横断する際は、必ず臨時運行許可ナンバーを取り付けなければなりません。尚、これによる事故、損害等は K C A A では一切責任を負いません。